

# 受刑者の憲法上の地位-アメリカにおける面会,郵便,宗教等の判例検討を中心にして-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-04-02 キーワード: 作成者: 菊田, 幸一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/3932">http://hdl.handle.net/10291/3932</a>

## 受刑者の憲法上の地位

——アメリカにおける面会、郵便、宗教等の判例検討を中心として——

菊 田 幸 一

### 目次

- 一 受刑者への面会の権利
- 二 郵便物の検閲
- 三 施設内での表現の自由
- 四 身だしなみと服装
- 五 受刑者組合と政治活動
- 六 宗教の自由
- 七 私所有物の権利

3

刑務所における受刑者の基本的人権の保障は、その基本に憲法上の地位が前提となっていることはいうまでもない。ところが現実には、管理者側の重要な使命である被収容者の拘禁および規制の確保という要請のため、その限界が問題となる。ここでは、アメリカにおける受刑者の処遇に関して、とくに面会、集会、郵便および宗教等の個別的問題について裁判例をもとに検討を加える。ところが具体的検討となると、アメリカでとられている三種の保安警

備である「閉鎖または重警備」、「中警備」、「軽警備」の收容形態に応じて必ずしも基準は一致しない。たとえば「重警備」の收容者に対しては嚴重な施設の囲いのなかでの監視が行なわれている反面、軽警備の收容者にはキャンプや構外作業がなされており、断続的な監視があるにすぎない。

本稿ではこうした多様な状況を考慮して、その検討は個々のケースについて特注して論ずるほかない。しかし基本的には被收容者の憲法上の地位に相違があるわけではない。さらに、具体的な扱いの基本として人間的な扱いをどこまで目ざしているかが問題である。いかなる理由がつけられようとも、收容者の同意と納得のいく処遇が基本になされていなければ、矯正の目的が最終的には破られることが理解されていなければならない。アメリカの矯正処遇といっても、その現実には多様であるが、基本的には人間的な処遇に結びついた体制がとられているとみてよい。それは收容者たちの意思に反した運用が逃走の欲求や不自然な拘束のかせを破りたいとする暴動と連動するものであることを、経験を通じて体得してきているからである。基本的には、受刑者は刑罰の対象として受刑生活を強いられているのであるが、その刑罰は受刑者の人としての権利を剝奪し得るものではない。ところが刑務所收容はその物理的要請から、ともすると人権侵害への危険を伴うものである。そこで問題は現実の收容関係において、いかにして人権が確保されているかにある。

たとえば受刑者が手紙を書くという具体的動作を例にとると、信書の自由は当然に有すると答えるが、(a)だれにでも発信できるか、(b)自分の居房で書けるか、(c)便箋をもっていなくとも書くことができるか、(d)遅れることなく、その手紙が発送されるか、(e)費用がなくとも発送されるか、といったことがどこまで保証されているか。もしその一つでも保証されていなければ厳密には発信の自由という権利は現実には有していないこととなる。日本では家族の者以外に手紙をかくことは原則として許されていない。その根拠は不確かであり、人権侵害の疑いがある。それらの一つ

ひとつが論点として検討されなければならない。

## 一 受刑者への面会の権利

受刑者の家族、友人その他の者との接触の自由に関する訴訟、あるいはマスメディア、受刑者組合と面会する機会に関する訴訟等が急速に拡大しつつある。これらの問題には種々の要素がからんでいるが、修正第一条が保証する権利との関係では共通している。

受刑者に家族や友人が面会する権利のあることは修正第一条の保証する権利であって基本的なものであることは、古くから認められている<sup>(1)</sup>。しかし判例では多くの裁判所は面会は特権 *privileges* であって権利ではないとし、家族や友人の面会拒否は憲法上の問題としては生じていない<sup>(2)</sup>。ただし、面会人と受刑者が異なる人種であることを理由に面会を不許可とすることは修正第一四条に反するものとされている。A B A 標準、統一模範量刑、矯正諮問委員会法 (Uniform State Law Commissioners, Model Sentencing and Corrections Act) は、<sup>(3)</sup> いずれも面会することは権利であることを制定法で定めるべきだとしている。これらの標準では矯正職員は単に寛大に扱うだけでなく家族による面会をおしすすめるべきであると論じている。

A B A 標準では問題の余地と保安に配慮する必要性を認めつつも、楽しく、人目につかない面会場の設置が急がれることを提言し、矯正職員は会話を聞きとったりプライバシーに干渉してはならないと提言している。

「連邦基準」においてもプライバシーを守る構造であり、会話を傍受してはならない。保安上の危険ある場合を除き、面会者との身体的接触 (*physical contact*) を許すものとしている。

面会は毎日許され、子供が面会しやすいように配慮しなければならない。(一一・一一二)。もちろん、施設の種類によって面会の条件は異なるが、重警備施設は別として一般に面会にはリビングルーム・タイプの面会室が利用されている。

アグロン対モンテイン事件 (Agron v. Montanye, 1975) は、宗教上の観点からでなく、他の理由により家族と友人の面会を拒否したニューヨーク州刑務所の措置に不服申立てした。地方裁判所は予審命令を認め同ケースに関する審理を開くよう命じた。最終的には面会者をコントロールする権利を受刑者はもっておらず、刑務所職員が面会を中止できるかどうかにある。裁判官はこの問題は、その権利と受刑者の家族の面会の必要性の両者から面会の重要性が判断されるものとして、この場合は違憲であるとした。

— 法 律 論 義 —

ブリスコ対ラーフェュー事件 (Briscoe v. LaHue, 1983) は、刑務所当局が他の受刑者の逃走援助の役割を演じているとの疑いで女友だちの面会を拒否したのは修正第一条の権利に違反しているとして申立てた。地方裁判所は受刑者が面会をうける明白な憲法上の権利が確立されているわけではないと判断した。受刑者の権利は受刑者の状況や刑罰目的のいずれかにより制約をうける。修正第一条の基本問題は統一的に決定できるものでないとしている。

なお夫婦面会についてはミシシッピとカリフォルニア州の刑務所で受刑者と配偶者との性的関係をもつ機会のための設備を施している。これまでに夫婦面会の機会を与えないことはプライバシー権の侵害であるとする申立てがいくつかでているが、<sup>(4)</sup>連邦最高裁では憲法上の権利としては認められないと拒否している。

弁護士との面会は、時間、場所、面会の方法についての制限は受けても、それ自体は権利であるとされている。<sup>(5)</sup>ただし受刑者の行動が弁護士に対しても危険であるような状況のときは面会を禁止できるし (Mims v. Shapp, 399 F. Supp. 818, W. D. Pa. 1975) 元受刑者の刑務所立入りを禁じた判例もある (Phyllips v. Bureau of Prisons, 591

F. 2d 966, D. C. Cir. 1979).

メディア関係者による受刑者へのインタビューは最近の重要な問題の一つとなっている<sup>(6)</sup>。刑務所内の状況がメディアにより知らされることは日本でも一般的に認められているが、特定の受刑者とのインタビューに関してはほとんど閉ざされている。アメリカでは修正第一条のプレスへの自由は、すべてのプレスによるインタビューの場合に適用される。受刑者とのインタヴューも広範囲に認められる。むしろ特定の受刑者とのインタヴューは収容者の目に写る不平等の観点から制限されるというのが一般的である。最初に問題となったのは、

四人の受刑者と三人のジャーナリストが対面インタビューする申入れを拒否したカリフォルニア矯正局の判断に、修正第一条および一四条の表現の自由を侵害したとする訴えであった (Pell v. Procunier, 417 U.S. 817, 94 S. Ct. 2800, 1974)。これに対し連邦最高裁は受刑者によるメディアとのアクセスは郵便、家族や弁護士、友人を通じての連絡により確保されており、当局の措置は修正第一条に反するものではないとの判断をしている<sup>(7)</sup>。

ヒリー事件 (Hillery v. Procunier and Saxbe v. e Washington Post Co., 1974) において裁判所は、プレスによる個人的面接が限られた居住者になされ、これが施設内でのトラブルを生むとする施設側の主張をとり入れている。裁判所は個人に対する面接の禁止は、情報が他のところからも得られるのであってプレスへの自由を侵害しておらず、その制限が一般が得る情報へのプレス・アクセスを否定するものでないとした。

この判決に対しパウエル判事 (Justice Powell) は強く反対している。かれは一般は施設に関する情報をプレスに依存する必要性が十分にある。個人的面接は刑務所の状況を効果的に報告するに重要であり、そのプレスによる受刑者への面接を完全に禁止することはプレスへの機能を否定するものであると批判した。かくしてパウエル判事は個人面接の禁止は修正第一条に反するものとして検討されなければならないと述べた。そして、かれは記録にもとづき刑務

所職員は完全な禁止を正当化する重い責任は負っていないとし、逆に多くの受刑者との面接から得られた成功例を紹介した。

サクスピー対ワシントン・ポスト社事件 (Saxbe v. Washington Post Co. 1974.) は、刑務所連邦局 (Federal Bureau of Prisons) が発行した規則の合憲法に関するものである。同規則では、レポーターと軽警備を除く連邦刑務所の特定の受刑者との個人的インタヴューを禁止したものである。最高裁は同規則は公衆が利用できる情報源としてのプレス・アクセスを否定してはいないのであるからプレスの自由を奪っていないと判示した。

第二のケースはペル対プロキュニア事件 (Pell v. Procunier) で、カリフォルニアの刑務所居住者が個々の受刑者とジャーナリストとのインタヴューに関する州規則の合憲性を問題とした。最高裁は、受刑者はたとえば郵便、友人や家族、弁護士、代議士などとの接交渉手段をもっているので、メディアとの受刑者アクセス権は制限をうけると判断したが、メディアはカリフォルニアの刑務所へ入り、任意にインタヴューする相当程度の自由を有し、メディアのアクセス権は一般に許されているものより自由であるとした。プレス活動で唯一の禁止事項は特定の居住者とのインタヴューである。この禁止は、一九七一年に三人の職員と二人の居住者がプレスのインタヴューで居住者が悪評を話したことが原因で殺された後になされた。この制限は、州が刑務所内の保安と秩序を維持する義務があるとして法制化された。憲法はプレスの情報アクセス権を保証しているわけなので、憲法上の保証を侵害したことにはならないと判示した。受刑者との直接の面会を禁止するのは報道の権利を侵害するのではないかとの問題に関しては、記者には施設見学の際にどの受刑者とも話し合う機会があるのであるからそれで十分であると判示している。

これらの判決はいずれも受刑者との郵便による接触やプレスによる刑務所訪問を自由に許し、無作為に選ばれた者とのインタヴューを長時間にわたり行なっているのであるから、特定の受刑者とのインタヴューは禁止するというこ

とにある。

- (1) 修正第一条「信教、言論、出版、集会の自由、請願権」連邦議会は、国教を樹立し、または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに人民が平穩に集会する権利および苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定してはならぬ。  
National Advisory Commission, Task Force Report, Corrections, 1973, 68. ABA Standard Relating to Legal Status of Prisoners, Standards 23-6.2, 6.3 1981. Model Sentencing and Corrections Act §4-115, 1978. 国連基準三七条「必要な監督のもとに、一定の期間において、自己の家族および信用するに足る友人と通信および面会により文通することが許されなければならない」。
- (2) *Lynott v. Henderson*, 1980. (友人との接触が有効なものであり、犯罪者に利益をもたらすことが確認されるなら友人や親類以外の者にも拡大できる規則を制定すべきである)。Rowland v. Sigler, 1971. (受刑者の妹が施設に武器をもち込む情報を入れる可能性あるとして拒否した)。Walker v. Pate, 1966 (受刑者の妻に犯罪歴あれば面会を拒否できる)。Polakoff v. Henderson, 1974. (受刑者は夫婦面会の権利を有している)。
- (3) ABA 198 Standards, Standards 23-6.2-6.3; Model Sentencing and Corrections Act, §4-115.
- (4) *Payne v. District of Columbia*, 1958, *Tarlton v. Clark*, 1971, *Palakoff v. Henderson*, 1973, *Lyon v. Gilligan*, 1974, *McCray v. Sullivan*, 1975.
- (5) *Souza v. Travisono*, 368 F. Supp. 959 (D.R.I. 1973). 部分的に承認したためにより 498 F. 2d 1120 (1st Cir. 1979), *Cruz v. Beto*, 603 F. 2d 1178 (5th Cir. 1979).
- (6) 日本でも雑誌編集者が未決囚の了解のうえ、取材目的の面会を求めたところ、不許可とされた。これを不服として、兩名が八七年処分取消しと損害賠償を求める訴訟を起こした(九二年四月、全面敗訴判決。現在控訴中)。
- (7) *Sheldon Krantz, Lynn S. Branham, The Law of Sentencing, Corrections and Prisoners' Rights*, 1991, p. 278.

## 二 郵便物の検閲

郵便の発受に関しては郵便物が逃走、密売の道具として使われることの危険性、ポルノの検閲、麻薬等の持ち込みを防止するため、また人種差別その他、犯罪をそそのかすような、よろこばしくない内容の本の検閲権が正当化されてきた。さらに最近では騒ぎを起こす準備としての郵便を検閲する必要があるとされている。現在でも当局は出版社から直接送られたものでなければ、出版物を直接受刑者に渡すことはできないものとしている。

また発送便の検閲は違法な計画、わいせつ、おどかしの手紙など一般社会を防衛するためにも必要であるとされる (Lanont v. Postmaster General, 1965)。

しかし裁判所は受刑者の書籍、新聞、雑誌を受理する権利のあることを支持し、訴訟の多くでは書物の受理権を認めている。宗教書へのアクセスの自由も他の書物と同様に自由である。表現の自由権は当然に認められる。修正第一条に関する表現の自由に関する一般的権利に関しては一九六〇年代、七〇年代に問題が提起された。裁判所はマス・メディアや大衆に与えられている表現の自由に制限を加えることには消極的であった。一般的権利は受刑者に与えられるものとしている。

修正第一条の「言論、出版の自由」の保証は伝統的には受刑者に適用なしとされてきた。しかし一九七〇年代にこの見解には変化がみられる。

パルミギアノ対トラビソノ事件 (Palmigiano v. Travisono, 1970) で裁判所は修正第一条は受刑者にも適用されるものと判断した。同判決では若干の検閲は必要であるとしながらも「刑務所当局は正当な手段を用い、かつ目的達

成への代替手段を準備しなければならない」とし判示した。つまり施設や職員への批判を内容とする郵便物の検閲は不合理であり、さけるべきであるとする。

パルミギアノ判決では次のような郵便物検閲制限を列挙している。

- (1) 居住者からの発送郵便をよむことは、当局の調査根拠に従うものでなければ修正第一条の権利を侵害する。
- (2) すべての（公務所や弁護士を除いて）受理した郵便物は、開封し禁止品の検閲をすることができ。
- (3) 提出済のリスト以外からの郵便物は煽動的な表現やポルノを点検、区分するため読むと同時に検閲することができる。リスト掲載者からの郵便物は禁制品の検査はできるが読むことはできない。

この判決を契機に修正第一条を基盤とし、検閲なしに文通する権利を多くの裁判例で支持するにいたった。<sup>(1)</sup>

この分野で一つの基準を提起したのは、フォーチュン・ソサイエティ対マックギニス事件 (Fortune Society v. McGinnis, 1970) である。地方裁判所は前受刑者からのニュース・レターを居住者が受理する権利があるかどうかを判断した。同誌は刑務所の改善と社会復帰計画に関する情報を内容とするニュース・レターを発行していた。裁判所はニュース・レターが「検閲はわれわれの生活手段に対する完全な適用外のものであり独裁者の高慢である」という記事に対し刑務所当局への挑戦であるとして却下した。しかし地方裁判所は修正第一条の権利を若干の制限付で認めるものとした。受刑者が知的アクセスを受ける権利の制限は刑務所の保安が侵害される、明白で現在の危険があるとき、または刑務所行政に明白な干渉があるときのみ許されるものである。同裁判所は受刑者の利益と刑罰を背景に検閲を許さなかった。刑務所行政を批判したレターの禁止は認められなかった。

唯一の例外としてあげられるのは、独居拘禁に関して先きにとりあげたジョンソン対アンダーソン事件 (Johnson v. Anderson, 1974) における、書籍への無検閲によるアクセスに関するものである。ジョンソンとその仲間の原告は独居拘

禁に付されたとき書物、雑誌、定期刊行物へのアクセスを拒否された。判事は独居拘禁は検閲そのものよりも読書の剝奪にあるが故にこれらの権利を奪われたことは適法であるとした。刑務所当局には独居拘禁の制裁を通じ命令を保持する権利を有する。しかし、独居拘禁の時間が長期にわたれば困難な問題を提起するが、裁判官は修正第一条には違反していないと判示した。

最高裁判所は一九七四年 (Procunier v. Martinez) に、カリフォルニアの受刑者が発信、接受する郵便に対する規則における「不当に訴えを申し立てている」、「苦情を誇張している」あるいは「さもなければ不適切な」という文言の検閲に対する不服申立てに対し、手紙の発送と受理する外部の通信書との権利を完全に侵害していると判示し、同規則は刑務所の保安と秩序あるいは受刑者の更生という当局の目的よりも拡大されており、憲法違反であると判示した。ただし、刑務所規則について、(1) 居住者が「過度の不満」、「誇張した苦情」、(2) 「煽動的な政治的、人種的、宗教的表現や信念」を書くことを禁ずること、(3) 居住者は「犯罪行為に関与すること、わいせつ、卑猥、名誉毀損、その他不適当な手紙の発受」は、できないと判断している。ただし、この決定に至る修正第一条の権利を受刑者がもっているかどうかについての判断はされた。その代り裁判所は「刑務所の郵便の検閲性に関する修正第一条と第四条項の権利については受刑者でない者についての制限と同じ働きをする」ことの態度を基本的なものとした。<sup>(2)</sup> 裁判所は居住者の文通に関する特定の規則や実務が修正第一条で禁止できるかどうかの基準について、つぎのように判示している。

第一に、規則や実務は表現の自由とは関連のない実質的な政府の利益を促進するものでなくてはならない。刑務所職員は単に、あからさまで、歓迎しない意見とか、誤った居住者の見解を検閲する必要はない。第二に、修正第一条項の限界は政府の利益を保護する必要と基本をこえるものであってはならない。かくして実質的に刑務所行政に利益をもたらす居住者の文通を制限することは、その進展が不必要に拡大されるなら実効性のないものとなる。このこと

は、むしろ、刑務所所長に不都合なことが特別の手紙の検閲をしないことで流出して、それを求めるものではない。しかし、居住者の文通制限のためのなんらかの規則は一般的に必要である。その正当化できる検閲というのは、逃亡計画のある信書、犯罪行為が計画されているもの、暗号が書かれた通信文である。

結果としてペル対プロキュニア事件 (Pell v. Procunier, 1974) で居住者とメディアとのインタヴューについての制限に関し最高裁は受刑者は修正第一条の権利をもっているが、それはきびしく制限されるとした。制限が合理的かどうかは保安との関連にあり、実質的判断は現場に与えられている。

これに対し全国刑事司法標準・目的諮問委員会 (National Advisory Commission on Criminal Justice Standards and Goals) は、つぎのように勧告している。

犯罪者の表現の自由に関する法的制限は、かかる制限を求める、やむを得ない州の利益により正当化されるべきである。かような正当化の存する限り機関はできるだけ犯罪者の権利に干渉することなく、州の利益を効果的たらしめる規則を採用すべきである。矯正当局は郵便物の量を制限すべきでない。矯正当局は発受の便を点検する権利を有するが、読みかつ検閲してはならない。ただし施設の保安をおびやかす違法なものはこの限りではない。<sup>(3)</sup>

一九七九年に連邦最高裁はペル対ウォルクライシュ事件 (Bell v. Wolfish, 1979) において「制限できる出版物は密輸品を中味とする危険性に限られるべきであり、出版社、書店から直送されたもの以外はハード・カバー本を禁ずる」と判示した。このような書物は現金、麻薬、武器を隠すことが容易であるからである。この見解は施設側の過度の関与を認めるようにとれるが、裁判所は、しかしながら制限そのものが内容に関してではなく、また不適當でないものを読む手段を奪っていないが故に修正第一条の権利は侵害していないと示唆した。

修正第一条に関する現実の意見としては、郵便の検閲についての手続規定を確定することにある。裁判所は受刑者

の政府による恣意的な権利侵害から保護されなければならない。その必要な保護とは、(1)居住者の手紙の発受の不受理が生じたとき、(2)その手紙の本人に、その決定に不服を述べる合理的機会の与えられるべきこと、(3)その不服はその文面を処理した者を除外してなされるべきことであるとしている。

つぎに修正第一条は受刑者にも政府に請願する市民の権利を保障している。とくに、州と職員は受刑者が連邦裁判所に対し人身保護令状を求める権利を奪ったり制限することはできないとされている。同じく、受刑者が国会議員や行政官に対し郵送する文書を理由なく差留めたり、コピーすることは違憲であると判示されてきた。しかし公務員に対する郵便の検閲に関しては下級裁判所の意見は分かれていた。ニューヨーク州では検閲は許されるとしているが、多くの下級審では許されないとしている。公務員への郵便の検閲が刑務所の安全と秩序という利益に抵触することはあり得ないからである (*Procnier v. Martinez*)。検閲は安全に対する明白かつ現在の危険を立証することができる場合にのみ認められるものである。ハル申立事件 (*Ex Parte Hull, 1961*) において、受刑者が人身保護令状を申立てる申立書を作成したが、刑務所当局は法律文書は施設の保護職員を経由し法規課で適法に作成されたものと認められた後に郵送されるとの規則により、郵送を拒否した。連邦最高裁は、これは人身保護令状を求める受刑者の権利を奪っているとして、この規則は無効であると判示した。文書が適法に作成されているかどうかの判断は裁判所の決定するものであり、刑務所にはないと判示した。

ところが受刑者が裁判所との間で授受する郵便物を検閲する刑務所の権限については、現実には困難なことが多い。たとえば弁護士から郵便を受けとる権利は裁判所も共通して基本的には認めているが、安全と秩序を理由に検閲がどこまで許されるかになると裁判例もまちまちである。<sup>(4)</sup> その論点は郵便物に入れられる禁制品をどのように発見するかにある。弁護士からの郵便物にその危険性の少ないことは認めつつも絶対的なものではない。多くの裁判所では

受刑者の面前で来信を開封することを要求し、受刑者の面前で行なう場合を除き、禁制品の検査のための開封はできないと判示している。多くの判例では裁判所から送られてくる郵便物についての禁制品の検査は許されるが、通信の内容については許されないというところにある。メディアとの通信についても禁制品の同封や逃亡計画への関与、刑務所規則に違反する道具として利用される信書に関しては制限しなければならないが、この権利を乱用すれば検閲しなくてはならない。ノーラン対フィッツパトリック事件 (Nolan v. Fitzpatrick, 1971) では受刑者からメディアへの手紙を全面的に禁止している、マサチューセッツ州刑務所規則の合法性が争われた。刑務所側はメディアとの文通が居住者を過度に刺激し、刑務所の安全に危害を生じるおそれがあるなどを主張したが、裁判所はそれらの理由が証拠によって証明されておらず、発信を禁止するには不十分であるとした。この判決を根拠として連邦裁判所も刑務所規則が「主観的評価ができる場合を余りにも多く規定しすぎている」として無効としている<sup>(5)</sup>。居住者とメディアとの文通は、居住者と弁護士との間の郵便物に対する手続と類似のもとに扱われるべきとするのが一般的な裁判所の見解である。

国連基準では「……訴訟の進行ならびに施設の安全および秩序にさしつかえない書籍、新聞紙、筆紙その他、余暇に用いる物品を自費または第三者の費用により入手することが許されなければならない」(同九〇条)としている。同時に「新聞紙、定期刊行物もしくは施設の特別刊行物を閲読し、ラジオ放送を聴取し、講演をきき、……比較的重要なニュースを、定期的に知らせられなければならない」(同三九条)としている。

この点に関し「連邦基準」では「施設の保安を守るため制限が必要であるとする相当の理由がある場合を除いて、……制限をもうけない」とし、「その内容が宗教的、哲学的、政治的、社会的もしくは性的であるという理由で拒否されることはない」(一一・〇二)としている。

また発受する郵便は保安への脅威となる相当の理由ある場合等を除いて読まれ、検閲され、拒絶されてはならないとしている。拒絶、検閲したときは理由を付して告知し、被收容者はそれに対し検議する機会が与えられる。なお公機関（裁判所、弁護士、連邦など）への信書は禁制品検査のためのみ被收容者の面前で開封しなければならない（一二・〇六、一二・〇七）。

一般的な郵便物の受領において具体的に問題となるのは、煽動的な内容のもの、わいせつな内容のもの、刑務所当局の許可した者だけに郵送や受理のできる可否等である。いずれも修正第一条の言論および出版の自由に関連する。連邦最高裁では第一に、わいせつなもの、第二に、不法な行動を刺激する危険のあるものは修正第一条にてらし保護されないとしている。ただし、「明白かつ現在の危険」を理由にこれらの文書を排除できるとしても、その手続が基準にそってなされなければ、修正第一条の権利は失われたも同然のものとなる。その一つの基準はプロキユニア対マーチーニズ事件 (*Procurier v. Martinez*, 1974) で示された最少限の手続である。まず、①受刑者には、手紙が不許可となったことを知らされなければならず、②手紙を書いた者は、その不許可に対し異議の申立てが許され、③その不服は不許可を決定した者以外の職員により裁決されなければならない。プロキユニア判決は重要な役割を果たしたが、その基準は、最近ではさらにきびしいものとなっている。

たとえば、わいせつな物品は規制される。ポルノグラフィは修正第一条で保護される対象でないので不許可は憲法違反でない。しかし「スード写真」は性的な衝動を引き起こすことを目的としているので排除されてはならない。

問題はある文書をわいせつとして排除する基準いかにある。最高裁は「平均的な人に対し、現代における社会の基準」を適用したとき、わいせつの興味をそるのであればわいせつであるとしたが、この「社会の基準」は地方ごとに異なるし、統一的基準をつくることは不可能である。最少限のデュー・プロセスと不服申立の機会が保障されて

いることが求められている。

なお受刑者との郵便物や通信が刑務所当局のリストにある者のみに限定されるかどうかについては、①郵便物の検査には時間を要するので文通の人数を制限する必要がある。②受刑者の社会復帰のために文通の相手をコントロールする必要があるとされている (Jones v. Wittenberg, 1971)。書籍や小包の受領に関する施設規則についても制限は許される。通常の受領手続に従った処理が行なわれずに紛失した郵便物についての、パレット対テラー事件 (Parratt v. Taylor, 1981) においても権利の侵害はなかったとして裁判所は申立てを却下している。

これまでの判例では郵便物の制約については、その制限が言論、出版の権利、苦情申立権、弁護士との文通権等を侵害したとの判示はない。刑務官に大幅は裁量権がある。

- (1) ニュー・メデアンとの文通権に関し Nolan v. Fitzpatrick, 1971, 施設の批判をする両親への手紙が許されることからの Carothers v. Follette, 1970, 雑誌ブレイ・ボーイ誌との文通を認めたとの McDonough v. Director of Patuxent, 1970, 義理の妹との不義な文通を維持する権利を認めたとの Morales v. Schmidt, 1972, 等。
- (2) Krantz, op. cit. p. 137. Procnier v. Martinez, 1974.
- (3) National Advisory Commission, Task Force Report, Corrections, 1973. p. 58, 66. ABA Standards Relating to the Legal Status of Prisoner's Standard, 23-6.1, 1981.
- (4) 最高裁判所はウォルソ事件 (Wolf v. McDonnell, 418 U.S. 539, 71 Ohio Op. 2d 336, 1974.) に基づいて弁護士からの郵便物は必ずしも受刑者の面前で検閲する権利を憲法上要求するものではないと示唆していたが、地方の裁判では一般に受刑者の面前で検閲する権利を要求している。(See, e.g., Jensen v. Klecker, 648 F. 2d 1179, 1182, 8th Cir. 1981, Jones v. Diamond, 594 F. 2d 997, 1014 5th Cir. 1979, Sheldon Krantz, Lynn S. Branham, The Law of Sentencing, Corrections and Prisoner's Rights, 1991. p. 327.
- (5) Palmer, Constitutional Rights of Prisoners, 3ed. p. 48.

### 三 施設内での表現の自由

修正第一条の関係で、もっとも複雑な問題は施設内での体験を受刑者が自由に発表することが許されるかどうかである。多くの裁判では受刑者の表現の自由に制限があると判断している。以前には刑務所から本を出版することは受刑者には認められていなかった (Stroud v. Swope, 1951)。この種の問題は言論の自由の限界、苦情申立権、労働をやめるような各種の異議を約束する権利、あるいは政治行為を支援する基金の請願権などで限界が示されてきた。

典型的な裁判判断としてはロバート対ペーパーサックス事件 (Roberts v. Peppersack, 1966) がある。同事件で裁判所は刑務職員による不当、不公平な扱い、犯罪的行為に対し、受刑者が自己防衛のため情報を自ら公にすることが罰せられるかどうかの問題に直面した。裁判所は、これを懲罰行為としたばかりでなく、受刑者の行為は動機、精神のいずれからも立场上、正当化できないと結論づけた。<sup>(1)</sup>

しかし一九七〇年代になって、たとえばソスター対マクジン事件 (Sostre v. McGinnis, 1971) で控訴第二巡回裁判所は受刑者の権利に対する「表現の自由条項」 (Freedom of Expression Clause) を適用した。自己の居房内で苦情を書くことを受刑者の制裁罰として拒絶するに際しては、受刑者が信ずることを単に表現することで罰することはできないとの判断を示した。しかし、このような書き物が刑務所の治安をおびやかすなら没収することができる<sup>(2)</sup>とした。

連邦最高裁では刑務所当局は「単に、あからさまなこと、歓迎できない意見、不正確な表現を排除すること」のために居住者の言論を非難することはできないとしている。<sup>(2)</sup>

一九八一年アメリカ法曹協会 (ABA) の基準では「受刑者各人またはグループに対しては合理的な時と場所を紹介、脅迫にならない限度での請願書の日付または法の文献の配布が許可されるべきである」(同標準二三条六・六項)と勧告している。ただし同基準はストライク権、施設内の条件やプログラム政策に影響を与えるその他の行動権を認めているわけではない。

表現の自由の問題は近年になって刑務所での新聞の発行の自由の問題としても浮上している。この数年らい刑務所新聞はそれじたいは精神衛生に貢献するものとして支持されてきた。若干の判例では刑務所新聞に受刑者が刑務所批判の論争を掲載する権限が修正第一条の権利として認められるか否かについて問題となっている。その最初のケースはラッパ対ストーンマン事件 (Luparar v. Stoneman, 1974) である。同判決では、ひとたび州が居住者による新聞の発行を許可し、州の支出で部分的にせよ維持されているものは、その内容が思わしくないとして発行をさし止めることはできないとした。

その後の一九七九年のピットマン対フットウ事件 (Pitman v. Hutto, 1979) で第四巡回控訴裁判所は記事が施設の刑罰目的に抵触し、刑務所の命令、秩序、その他を混乱させるに足る証拠のあるときは刑務所新聞を禁止することができる<sup>(3)</sup>と結論づけた。しかしカリフォルニア最高裁は少なくともカリフォルニア憲法に照らして刑務所は「施設の安全をおびやかすに足る様子があり、さらに迅速な検閲の再確認が保証されなければならない」とする居住者新聞の検閲を制限する指針を作成しなければならないと結論づけた。

全米法曹協会 (ABA) と横範量刑と矯正法統一法諮問委員会 (Uniform State Law Commissioners, Model Sentencing and Corrections Act) はコトマン判決を支持し、カリフォルニアの基準は採用しなかつた。<sup>(4)</sup>

表現の自由を拡大させることの当初の意図は受刑者には欲求不満を解消させ、かれらの希望を表現させる必要があ

るといふことになる。また表現の自由の拡大は刑務所職員と社会一般がひろい意味で苦情を出し、それに答えるといふ両者にとって利益になると考えられている。多くの研究で適当な表現の流出は緊張をつのらせるよりは和らげると考えられている<sup>(5)</sup>。しかし他方では規則を装って思想を操ったり、押しつけること的手段として利用されてはならない。

- (1) 同様の判決として *Krisky v. McGinnis*, 1970, *Fulwood v. Clemmer*, 1962.
- (2) *Jones v. North Carolina Prisoner's Labor Union, Inc.* 1977.
- (3) *Bailey v. Loggins*, 1982.
- (4) ABA Standards Relating to the Legal Status of Prisoners, Standard 23-6.7 (1981). Model Act Standard § 4-124.
- (5) *The Right of Expression in Prison*, 40 S. Cal. L. Rev. 407, 1967.

#### 四 身だしなみと服装

裁判所は居住者の容姿に関する刑務所の制限については干渉することを拒否している。髪長さ、流行の髪に関する刑務所規則は憲法上の問題としても、禁制品の隠匿予防や懲罰問題ともなっていない。しかし若干の裁判では流行の髪が直接に宗教の教義に関連して問題となったことがある<sup>(1)</sup>。身だしなみの問題は裁判所が刑務所内行政のこととして干渉したがる例の一つであるといわれる<sup>(2)</sup>。しかし一般論としては居住者の個人的身だしなみを認めるべきだとしてしている。受刑者の品位への干渉は受刑者に対する人間性を奪うものと考えられる。受刑者は同じ衣類を身につけ、同じ方法で調髪し、個人的特徴を奪っている。各人は名前よりも番号で呼ばれる。このことで受刑者は自尊心を

喪失している。そのことが自由社会への復帰をより困難にしている、というのが一般的指摘である。<sup>(3)</sup>

ブラウン対ウェインライト事件 (Brown v. Wainwright, 1970) では、ひげそりと調髪を要求する規則は適当であると判示している。ただし正統ユダヤ教徒にはあごひげをそることを要求されないとの判示もある (Rockey v. Krueger, 1969)。同じくアメリカ・インディアンの長髪スタイルも明白で真摯な宗教的信念のものであれば刑務所の調髪規則で規制することは修正第一条の信教の自由に対する侵害であると判示している。<sup>(4)</sup>

ニューヨーク州では口ひげは認められているが、上くちびるに生やすことだけで口の下に伸ばすことは認めていない。コネチカット州では、あごひげの禁止はできないとしているが (Seale v. Manson, 326 F. Supp. 1375. D. Conn, 1971)、多くの州では認められていない。

- (1) Fromer v. Scully, 1987.
- (2) Sheldon Krantz, op. cit. p. 165.
- (3) National Advisory Commission, Task Force Report, Correction, 1973. 61.
- (4) Proffitt v. Ciccone, 1974.

## 五 受刑者組合と政治活動

カリフォルニア州には連合受刑者組合 (United Prisoners's Union) があり「受刑者組合ジャーナル」(Prisoner's Union Journal) を発行している。受刑者相互が団結して憲法上の権利に対し闘わなければ無力な存在であるということになる。

このように受刑者は自らの組織化の権利確立を裁判にするケースがふえている。バター対プレイサー事件(Butler v. Preiser, 1974)は、アチッカ刑務所(Attica prison)の暴動<sup>(1)</sup>で生じた犯罪事件で、受刑者と前受刑者が弁護士費用の支払いを受刑者の基金から引き出すことを求めたのに、刑務所職員によるこれの禁止が違法とされたものである。原告はこれは組合の権利に対する侵害であると申立てた。この基金に対する刑務所職員の態度は気まぐれであり移り気であるとされた。原告には禁止を解く命令がだされた。

受刑者組合の結成はあまり成功していない。ブルクス対ウェインライト事件(Brooks v. Wainwright, 1977)において、受刑者組合の組織化を意図したことで、拘禁分類の変更を受けた受刑者が修正第一条の自由および法の下の平等の権利を奪われたとした不服申立を却下している。その理由として刑務所は信条を自由に表現する公開された広場ではない。憲法上の自由は拘禁の目的達成のため制限を受けるとしている。

一般に受刑者は自由な表現の自由だけでなく他の囚人との連合もきびしく制限されている。多くの裁判例で宗教、人種問題、施設の改善要求に際しグループの組合交渉が行なわれているが、ほとんどのケースは受刑者の組合権をきわめて狭く考えている。

たとえばエヴァンズ対モスリー事件(Evans Moseley, 1972.)で黒人受刑者が刑務所内で「黒人連合戦線」(Black United Front)の支部を結成しようとして懲罰に付された。裁判所は「潜在的な爆発状況」を防止することにウェイトをおいている刑務所職員のやり方を支持している。

しかし組合結成自由の問題は全国受刑者改善協会対シャーキー事件(National Prisoner's Reform Association v. Sharkey, 1972)で直接問題となった。この事件で受刑者は刑務所条件の改善を目的として「受刑者組合」を組織することを意図した。刑務所側は組織化を妨害し、中止命令がでた。ロードアイランド連邦地裁は修正第一条に照し、

原告が組織化する理由があったとした。

この組合結成自由の解釈に勢いを得た刑務所改良グループは一九七七年、ジョーンズ対ノース・カロライナ受刑者組合事件 (Jones v. North Carolina Prisoner's Labor Union, Inc. 1977) に関する合衆国最高裁判決で頂点に達した。刑務所当局は組合への加入を許可していたが、他の受刑者に加入を勧誘することを許さなかった。地方裁判所は許可しているのであるから勧誘を不許可とする理由はないと判断していた。ところが最高裁判所は、修正第一条の組合結成権は、刑務所行政からは消極的であらねばならない。組合の裁量でのやり方が刑務所の命令、保安、刑務所をとりまく環境という、刑罰目的を混乱される合理的根拠があると施設側が判断したときは組合の権利は奪われることになるとした。

ただし少数意見のなかでマーシャル判事 (Justice Marshall) は、修正第一条の伝統的な原理を全体として誤ることになると反論した。かれによると判決が「受刑者組合は刑罰施設の伝統的な概念をおびやかす」といつているのは多分に常軌をはずれていると示唆した。A B A の受刑者の法的状況に関する基準 (Standards Relating to the Legal Status of Prisoners) <sup>(2)</sup> では、修正第一条の権利の制限は、ある行動が施設の安全と治安と、そこに住んでいる居住者と職員をおびやかすに足る点に、さし迫ったものに基づくべきであるとし、一般的原则、場所、節度に関する禁止事項や規則と組合活動の制限を正当化する事項との間には基本的な相違があるとしている。<sup>(3)</sup>

なお受刑者から選挙権を奪えるかどうかに関しては、アメリカでは公民権剥奪の規定は各州の憲法や法律で決められるものであって、連邦最高裁の判断になじまないものであるとされている。<sup>(4)</sup>

(1) ニューヨーク州の重警備刑務所の一つで一九七一年九月に受刑者が暴動を起し、武力による鎮圧のため職員、受刑者四三人が死亡、八〇人以上が負傷した。

- (2) Standard 23-6.6, 1981.  
(c) Sheldon Krantz, *Corrections and Prisoners' Rights*, p. 155.  
(4) 418 U.S. 24 (1974). *Texas Supporters of WWP Presidential Candidates v. Strake*, 511 F. Supp. 149 (S.D. Tex.).

## 六 宗教の自由

人の宗教の自由は特定の宗教をもたない表明の自由にまさるものである。修正第一条が「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な礼拝を禁止する法律を制定してはならない」と規定しているのは、アメリカ社会における宗教の自由を基盤としている。<sup>(1)</sup> 伝統的には宗教は更生手段として重要な足場であるというのが裁判所の立場である。国連最低基準が被拘禁者が、いかなる宗教についても、その資格ある代表者に近づくことは、拒まれてはならない(第四一条)としているのも同旨である。こんにちでは、刑務所当局が宗教上の自由を制限するに当たっては、その合理的根拠の説明が必要であるというのが一般的である。

ところで宗教の自由に関しても、それが無制約であるわけではなく、自由に対する制限は(1)保安上の理由、(2)当局の裁量権の範囲(財政上の理由など)の問題が生ずる。また、宗教による差別、憲法上問題となる特殊領域たとえば宗教の指導者との通信の自由、改宗する権利、牧師との接触、食事の制限、宗教書への接近、調髪の問題など各分野からの問題が提起される。

保安上の理由からは「明白かつ現在の危険」を基準として、最高裁判所は特定の宗教上の自由を制限し得るとして

いる (Knuckles v. Prasse, 1969)。宗教の自由は保安の維持に優先するものではないが、その保安上の目的と宗教の儀式への参加を拒否する正当化理由をどこに求めるかは現実には困難な問題である。保安目的が拡大されれば宗教の自由は確保されない。なんらかの理由で独居拘禁されている者は、宗教上の儀式に参加できないとするのが一般的判断である (Cooper v. Pate, 1967)。特定の個人が集団に参加して、その機会を悪用する可能性から拒否できるとされている。また刑務所職員は礼拝などの宗教上の儀式に出席し、傍聴する権利があるとしている (Knuckles v. Prasse, 1969)。

財政上の理由からも制限を加えることが正当化されている。これらの理由にはユダヤ人受刑者にユダヤ教の指導者を提供しなかったことに対し、設備、訪問の機会を提供することによる負担を理由に、合理的であるとされた判例がある (Girtlemacker v. Prasse, 1970)。

自由な宗教実践の権利に関する訴訟のほとんどはイスラム教徒によるものである。たとえばイスラム教の聖典、宗教的読み物、礼拝などに関してであるが、とくにイスラム教に関しては刑務所生活に支障ある問題として食事の件がある。多くのアメリカの刑務所ではブタ肉を食しているが、イスラム規定食ではブタ肉をさけている。またラマダンの日は暗くなった時だけ飲食するなど刑務所行政の支障となる。一九六九年のウォルカー対ブラックウェル事件 (Walker v. Blackwell, 1969) で裁判所は、イスラムの要求する権利の若干を認めたと暗くなってからの食事の件や宗教上のラジオ放送など、すでに認められている特権にさらに付加することを拒否した。

裁判所は宗教上から特別食に関する不満を訴える受刑者に対する適応には限界があるとしている。<sup>(2)</sup>

ユダヤ人のコーション食 (ユダヤ教の料理) についても、カーン対カールスン事件 (Kahane v. Carlson, 1975) の判決で代表されるように、裁判所はすべてのユダヤ人受刑者にコーション食を給与する義務は存在しないと考えてい

る。しかし、その理論的根拠については裁判所の見解は分かれている。ある裁判所では「予算の制約」から拒否できるとし (Northern v. Nelson, 1970)、他の裁判所では「あらかじめ調理された冷凍のコーシヤン食と代替的食品を組み合わせることで健全な食事を給与できる」としている (United States v. Kahane, 1975)。現状では収容人員に占める全体の割合から刑務所当局の裁量にゆだねられているということができる。

すべての宗教グループを平等に扱うことに関してはクラツ対ベトー事件 (Cruz v. Beto, 1979) がある。他の宗教セクトのメンバーであった受刑者には刑務所の教会使用が許されたが、本人とその他の仏教徒には許されなかったこと、そのため仏教徒は他の受刑者と共用したことが市民権の侵害であるとして不服申立てした。また仏教徒の受刑者には宗教教典が具えつけられていないことに不服申立てした。最高裁は、これらの申立ては正当であり、宗教上の差別を禁ずる修正第一、第一四条に違反していると判断した。しかし、最高裁判所では「礼拝の場所は、規模を無視してあらゆる宗教に提供される必要はなく、また需要の程度を考慮することなしには教悔師、司祭や牧師が提供されてはならない」と判示している。

しかし、多くの規則では、刑務所側は通常の日曜の施設内宗教サービスに出席することを特定の受刑者には拒否できるものとしている。ただし施設の保安がおびやかされる危険ある場合に限る<sup>(3)</sup>。

一般に、あごひげや調髪については、きちんとした口ひげを蓄えることは許されており、それを強制することは宗教的差別にならない。ロッキー対クルーガー事件 (Rockey v. Krueger, 1969) では、裁判所は正統ユダヤ教の信者はあごひげを蓄えることが許されているのであるから、これをすることを拒否したことにより独居拘禁に付される理由はないとした。

閉鎖社会である刑務所内での宗教の自由をどのように確保するかは、受刑者の平等の原則と必ずしも両立しないこ

とがある。特定のグループに活動を許すには、他のグループにも同等の条件が与えられなければならない。どの裁判所も基本的には、あるグループが宗教的信念を表明することが許されれば、他のグループにも同じく特権が与えられなければならないとしている。

新興宗教集団の礼拝を行なう権利に関する著名な事件としてセリョウトル対カールスン事件 (Theriault v. Carlson, 1972) がある。この事件は宗教を創設した被収容者が信仰をひろめるための礼拝儀式をしようとして懲罰的隔離拘禁に付されたものである。第一審では礼拝儀式を許可するよう刑務所に提示したが、差し戻しの裁判所では、修正第一条で保護される「信仰」に該当しないとされた。裁判所は「明らかにまやかしの不合理なものであって、構成員が宗教的な真剣さに欠けている」とし、宗教に及ぶものでないとした。

宗教書を禁止するには、その宗教書が刑務所の安全を破るか、施設の機能と実質的に低触することを刑務所が証明する必要があるというのが裁判所の見解である。<sup>(4)</sup> 国連最低基準が「すべての被拘禁者は、實際上可能である限り、施設内で行われる礼拝に出席し、ならびに自己の宗教の戒律書および教訓書を所持することによって、自己の宗教生活の欲求をみたすことが許されなければならない」(第四二条)としてのも基本的な同趣旨である。結論的には通常、問題とされる図書等の閲覧に関する基準と異ならないことになる。

刑務所における宗教の自由に関する訴訟の多くは、宗教的信仰活動に集中している。一連の判例では新興宗教が宗教としての地位を与えられるかどうかの問題がある。この問題はブラック・モスLEM (Black Muslim) に関して一九六〇年代に多くの裁判例があり、当時はブラック・モスLEMは宗教グループを構成しないと判断し、修正第一条の問題をさけてきた。<sup>(5)</sup> しかし最近では宗教として承認されている。<sup>(5)</sup> バンクス対ハブナー事件 (Banks v. Havener, 1964) では、宗教の礼拝が施設の機能に明白かつ現在の危険の証明がない限り刑務所は禁止してはならないと判示した。し

かし、この問題に関する裁判所の判断は分かれている。テキサスの連邦裁判所は Church of New Song は宗教でない<sup>(6)</sup>と判断しているが、アイオワ州では宗教として憲法修正第一条の保護を与えるべきだと判断している<sup>(7)</sup>。

(1) 国教樹立の禁止と自由礼拝には現実には矛盾がある。どの宗派の牧師にも施設を訪問する機会を与え、礼拝のための設備を提供することは国教禁止の領域にまで入り込む可能性がある。ここに権利のバランスが衝突する困難がある (Gittle-macker v. Prasse, 1970, John W. Palmer, op. cit. p. 71.

(2) McElyea v. Babbit, 1987.

(3) Konigsberg v. Ciccone, 1968.

(4) Lawson v. Dugger, 1988.

(5) Knuckles v. Prasse, 1969. 裁判所は刑務所にブラックモスレムの牧師による宗教活動を認めている。

(6) Theriault v. Sibling, 453 F. Supp. 254 (W. D. Tex. 1978).

(7) Remmers v. Brewer, 361 F. Supp. 537 (S. D. Iowa 1973). しか Childs v. Duckworth, 509 F. Supp. 1254 (N.

D. Ind. 1981) は悪魔教 (Satanism) が他の宗教と同様に、憲法上の保護を受けるにしても房内で燈明をあげ、香を焚くことを拒否している。同じく「国際人命教会」(Universal Life Church) も宗教と認めるにしても、同教の囚人司祭は外部の後援者の立会いなしでの礼拝堂の利用を拒否し、また婚姻の成立宣言の権利はないとしている (Jones v. Bradley, 590 F. 2d 294, 9th Cir. 1979. 同邦訳・益永利明・囚人の権利、六四ページ参照)。

## 七 私有物の権利

この数年らい受刑者の所有物についての判断がなされている。修正第五条は「何人も、ジュー・プロセスによらずに財産を奪われることはない」としてゐる。二つの判決 (Weddle v. Director, Patuxent Institution, 1970) で、受

刑者から三・五二ドルの物をとりあげたのは不相当であるとし、裁判所は“財産権”であるよりも“個人権”(Personal rights)を保護するものであるとした。

一九八〇年代において最高裁判所は受刑者の所有物の奪取、没収に関し二度にわたり問題提起している。これらのケースで受刑者は修正第一四条の要求するジュー・プロセスに違反して所有物を奪取されたとした。

パラット対テイラー事件 (Parratt v. Taylor, 1981) で最高裁は所有物の故意によらない喪失の問題として考えるものとした。テイラーは地方裁判所に対し、ネブラスカ州立刑務所の所長と余暇活動責任者に対し、怠慢から紛失した所有物の発見を求める訴えを起こした。テイラーは修正第一四条に違反しジュー・プロセスによらずに所有物を処分したとして不服申立てした。

最高裁判所は紛失した所有物への損害賠償を認めつつも、憲法、制定法、現実の許される解釈といった相互関係からの解釈が必要であるとして、州が規定している是正を要求している手続は、刑務所職員の不注意で財産を紛失したことに適用されるものではないとした。

一九八四年にハドソン対パルマー事件 (Hudson v. Palmer, 1984) において、この所有物紛失の問題は受刑者の所有物の意図的な処分に関して問題となった。バージニア州立刑務所の居住者であったパルマーは、ハドソンその他の職員により居房の徹底的な捜査の対象となった。麻薬入りマクラカバが発見されパルマーは有罪となり懲罰を受けた。

最高裁はパラット事件は不注意による所有物紛失に限定されたが、故意の処分にも等しく適用されるべきだとした。基礎となる理由は所有物の処分が州職員によりなされたとき、処分前の手続をとるといふのは実際的ではなく、州はそのような処分の起こることを知りようがない。裁判所は不注意によるものか故意によるものかの区別をするこ

とは困難である。とくに故意によるときは関係者は発見をさげようとするので、前もって処理することは困難である。

裁判所は意図的な受刑者の所有物の処分もジュー・プロセスを違反していないと判断した。ダニエル対ウィリアムス事件 (Daniels v. Williams, 1986) において、裁判所はジュー・プロセスの文言は単に職員の意図しない生命、自由、財産の喪失や損失といった「不注意行為」に適用されるものではないと、さらに明白にこの節度を明らかとした。

これらのジュー・プロセスのケースから明らかなのは、裁判所はジュー・プロセスの要求を満たすことに消極的であることである。刑務所の行政官には施設とその懲罰規定のコントロールに関し、ひろい自由裁量権が残されている。ここで注目しておくべき二つのことがある。

第一は、受刑者が刑務所内で犯した犯罪で刑事罰を受けるかどうかの問題で、処罰に対する防衛権の機会があるかどうかである。裁判の段階での弁護人の任命では十分な防衛権行使にならない。第二はパラットとパルマー事件で明らかのように、受刑者は所有権に関する州の干渉から逃がれる権利をもっていない。最高裁は訴訟が成立したとき、あるいは救済が不十分なときに限り訴えの可能性を聞いているが、処分そのものの用語も明確でなく、現実に将来の指針があるわけではない。

しかし、ベネット対アーカンサス事件 (Bennett v. Arkansas, 1988) では、最高裁が州法を無効にしたところでは受刑者に連邦法と主権が抵触することを根拠として、收容の費用を社会保障費から支払うよう要求できるとしている。その他の財産権の問題としては、受刑者には收容されている間に実施した作業についての補償を支払う必要があるかどうかである。受刑者は州や私的雇主から賃金を受取るが、裁判所は修正第五条、一三条、一四条(ジュー・プロセスと強制的苦役なしの財産の損失)を根拠に補償論議を否定している。

しかし、これらの憲法上の論議は定着していない。たとえばシム対パーク・デイヴィス事件 (Sims v. Parke

Davis & Co, 1971) では、受刑者は通常賃金で刑務所で働いていた。裁判所は受刑者労働に対し合理的支払いをしないことは「多くの権利と特権に必要な制限を加える法的収容」の伝統的な観点からすると基本的権利を否定していることにならないと判断している。受刑者は連邦、州の労働法の適用を受けるものでないとする。<sup>(2)</sup>

これに対し NCCD では、たとえ憲法上の基盤として正当な賃金支払が不必要であるとしても、支払いのための政策基盤として少なくとも最低賃金を下らない賃金が支払われるべきであると述べている。<sup>(3)</sup>

「生産物的な刑務所労働に変化する必要がある、居住者はその家族、社会保障継続のための費用等を維持するに必要な支払いを受け、所内での食事と経費の若干を支払い社会復帰にそなえて貯金に具えることができるものすべきである。」

一九八一年の ABA 基盤 (Standard Relating to the Legal Status of Prisoners, Standard 23-4.5, 1985) によれば受刑者には最低賃金を下らない賃金が支払われるべきこと。そのため賃金は私的企業と競合されるべきであるとしている。

(1) たゞ最近ニューヨーク州では一時間二五セントから一ドルの賃金である。New York State Special Commission Report on Attica, 1972, p. 49-51.

(2) Holt v. Sarver, 300 F. Supp. 226, 1979.

(3) Policy Statement of National Council on Crime and Delinquency, 1972.